

鹿児島県警察被害者連絡実施要領の改正について（概要）

（平成29年 9 月29日 鹿刑企第117号）

本通達は、身体犯又は重大な交通事故事件及び警察本部長又は警察署長が必要と認める事件（触法少年事案を含む。）の被害者又はその遺族に対する捜査状況等についての連絡の確実な実施を期するため、連絡内容、被害者連絡担当者係の指定等に関し、必要な事項を定めたものである。

本通達の主な内容は、

- 連絡対象者
- 連絡内容
- 連絡に関わる体制等
- 関係所属との連携
- 実施状況の報告

等である。